

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第640号）

2022年12月22日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

### ■ 注目トピックス

#### 中共中央・国務院、35年までの内需拡大戦略計画を公表

12月14日付の新華社の報道によると、中国共産党中央委員会及び国務院は『内需拡大戦略計画要綱（2022～2035年）』を公表しました。同戦略の実施は国内大循環を軸に、国内外経済が促進し合う「双循環」成長戦略を実現するための重要な一環に位置付けられています。

### ■ 直近の重要政策

#### 貿易政策

- ✓ 中古車輸出業務展開地域の範囲の更なる拡大に関する商務部、公安部、税関総署の通知（商務部など、12/6）

#### 金融政策

- ✓ 商業銀行簿外業務リスク管理弁法の公表に関する中国銀行保険監督管理委員会の通知（中国銀行保険監督管理委員会、12/2）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

## ■ 注目トピックス

### 中共中央・国務院、35年までの内需拡大戦略計画を公表

中国共産党中央委員会及び国務院は『中華人民共和国国民経済と社会発展第14次五カ年計画及び2035年までの長期目標要綱』に基づき、『内需拡大戦略計画要綱(2022~2035年)』<sup>1</sup>(以下、戦略計画)を公表しました。戦略計画は内需拡大に関するチャンスと試練を分析した上で、今後の目標と取り組みなども明記しました。

戦略計画は今後のチャンスと試練について、「消費が国内経済の重要なエンジン役となり、新型工業化・情報化・都市化・農業現代化が急速に発展している中、先進国と比べ、多くの領域における投資の余地と潜在的な需要がなお大きい」としつつ、「内需・投資の拡大には労働力や土地、環境保護などの面における制約要因があり、イノベーション能力の不足や大きな地域・所得格差、社会保障の不備、財政・金融分野などに潜んだリスク、制度上の欠陥、国際競争の激化などの課題も多い」と指摘しました。

25年までの目標について、戦略計画は「消費・投資を促進し、内需規模が一層拡大する」、「分配構造の最適化により内需の潜在力を引き出す。地域・所得格差を縮小する」、「供給側構造改革が重要な進展を遂げる」、「統一的、健全なハイスタンダード市場体系が概ね構築される」、「経済循環をスムーズにし、周辺地域との経済連携が一層強まる」などを挙げています。

また、「消費・投資の規模及び国民の所得水準が新たな水準に達し、新型工業化・情報化・都市化・農業現代化が概ね実現し、イノベーションと内需主導による国内大循環の効率化・円滑化が進み、中所得層が大幅拡大し、地域・所得格差が大幅縮小し、共同富裕が実質的な進展を遂げる。国内市場の国際的な影響力が大幅に上昇すること」は35年までの目標として掲げています。

今後の取り組みについて、戦略計画は①「全面的な消費促進、消費の高度化」、②「投資構造の最適化、投資余地の拡大」、③「都市・農村部のバランスの取れた発展により内需発掘」、④「供給の質向上により新たな需要創出」、⑤「需給を結ぶ市場体系と流通システムの構築」、⑥「改革開放の強化により内需喚起」、⑦「共同富裕の本格的な推進により内需底力の強化」、⑧「安全保障能力の向上により内需基盤の強化」の8つの方面からいくつかの重点任務を打ち出しています。主な内容については図表1の通りです。

### 【図表1】戦略計画の主な内容

#### ①全面的な消費促進、消費の高度化

- 服飾や飲食、住居、移動などの一般消費の品質を高め、潜在力を引き出す。同一会社の内販製品と輸出品の品質と標準の統一を進め、優良農産物と食品の提供を増やす。
- 自動車の電動化・IoT化・スマート化を推進し、駐車場や充電スタンド、バッテリー交換ステーション、水素スタンドなどのインフラ施設の整備に注力する他、中古車取引の利便化を図る。
- 「房住不炒」(家は住むためのもので、投機のためのものではない)との方針を堅持しながら、住宅供給の多様化に取り組み、合理的な住宅購入需要を満たす。スマート家電やリフォーム消費を促す。
- ハイエンド消費の需要を満たすため、免税店の導入拡大など地域的な消費センター都市を構築する。
- 観光・文化、介護・ヘルスケア、育児・教育、スポーツ、家事代行などサービス消費の拡大にも注力する。
- 自動運転と無人配送技術を活用した新型小売業や、オンライン教育・医療・娯楽サービス、シェアリングエコノミー、ライブコマースなどの発展を後押しする他、グリーン製品の消費拡大も支援する。

<sup>1</sup> 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。

[http://www.gov.cn/zhengce/2022-12/14/content\\_5732067.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2022-12/14/content_5732067.htm)

【図表 1】戦略計画の主な内容（続き）

## ②投資構造の最適化、投資余地の拡大

- 先進製造業への投資を拡大し、技術開発や設備更新を支援する。製造業企業のコスト削減や収益力の向上を促すよう関連政策・制度の見直しに取り組む。
- 交通・物流やエネルギー、環境保護、民生などに関する従来型インフラに加え、IoT、衛星インターネット、AI、ビッグデータ、クラウドなどと融合した新型インフラの整備にも注力する。

## ③都市・農村部のバランスの取れた発展により内需発掘

- ヒトを軸とした都市化や戸籍改革を進め、農民の市民化を推進する。農家の土地所有権や団体収益分配権などの譲渡メカニズムと関連ルールの整備に取り組む。都市圏を構築し、都市部におけるインフラの充実を推し進める。
- 農村部における流通システムやインフラの整備に加え、農泊やレジャー農業など地域に特化した産業の発展を促進する。
- 北京市の行政機能（首都機能以外）移転や香港・マカオと中国本土との融合、東部による西部地域への支援など地域間の協働を強化する。

## ④供給の質向上により新たな需要創出

- AIや量子コンピューター、脳科学に加え、中核電子機器、部品、材料、共通ソフトウェアなどに照準を合わせた研究開発を強化する。通信や半導体、次世代ディスプレイ、先進的計算機などの技術開発と応用に注力する。バイオ医薬品やバイオ農業、遺伝子組み換え技術の応用サービスと新エネルギー産業の発展を推進する他、新材料、民間機と航空エンジンなどの設備の研究開発にも力を入れる。
- 製造業や農業のDX・スマート・低炭素化などを進めると同時に、付加価値の高い製造業関連サービスの提供も推進する。
- 製品とサービスの標準体系、品質認証体系などの整備に取り組み、オンラインとオフライン両方をカバーする重要製品のトレーサビリティシステムを構築する。

## ⑤需給を結ぶ市場体系と流通システムの構築

- 労働力や土地、ノウハウ、技術、データなどの要素がスムーズに流通できる市場体系の整備、地方や市場の分断を是正した全国的統一市場の構築に取り組む。
- IoTやAIなどの技術を活用しながら、物流業と農業、製造、商業・貿易などとの融合した発展を促進する。

## ⑥改革開放の強化により内需喚起

- サービス消費分野での参入規制を緩和する。消費を促進するため、消費者権利の保護を強化し、リコール制度や懲罰的損害賠償制度、多様な消費者紛争解決メカニズムの整備に取り組む。
- 民間資本による新型インフラや都市化、交通・水利事業、設備更新、戦略的新興産業などへの投資拡大を支援する。資本市場の役割を強化し、直接金融、特にエクイティファイナンスの割合を引き上げる。デットファイナンスの規模も拡大し、債券市場の対外開放を更に推進する。
- 行政スリム化や知財保護の強化、社会信用システムの構築などを推進する他、内需促進における外資利用の高度化や国際連携の展開などの役割も発揮する。

【図表1】 戦略計画の主な内容（続き）

### ⑦ 共同富裕の本格的な推進により内需底力の強化

- 労働者の労働所得を増やし、中所得層の規模を拡大する。家計部門の資産運用ニーズを満たす金融商品の開発拡大により、資本所得も増やす。土地や資本など要素の使用収益権の活用により中低所得者の要素所得を増やすことを模索する。
- 税制による所得分配への調整を強化し、所得税など直接税に関する制度の整備を行う。企業年金や第3の柱となる個人年金の発展を推進する。
- 三次分配の役割を重視し、慈善事業・チャリティーの発展を促すため関連制度の整備に取り組む。

### ⑧ 安全保障能力の向上により内需基盤の強化

- 食料やエネルギーの安定した供給を確保するため、育種技術やシェールガス・オイルの開発強化、石炭ガス化の展開などに取り組む。
- 製造業やインフラ、エネルギー、民生分野に係るサプライチェーンの強靱化を図り、重大災害や突発事件など緊急時対応力の向上に注力する。

（戦略計画に基づき、中国アドバイザー一部作成）

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

### 貿易政策

#### 中古車輸出業務展開地域の範囲の更なる拡大に関する商務部、公安部、税関総署の通知

(原文: 商务部 公安部 海关总署关于进一步扩大开展二手车出口业务地区范围的通知)

商貿函 [2022] 537 号

商務部など 2022 年 12 月 6 日公表

#### 【主要内容】

- 対外貿易の安定化や中古車の輸出拡大を図るため、商務部は公安部、税関総署と連名で、中古車輸出業務が展開できる地域の範囲を拡大する通知を公表した。
- 具体的には、遼寧省や福建省、河南省、四川省、江蘇省（蘇州市）浙江省（温州市）など14地域を新規追加した。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202212/20221203372133.shtml>

### 金融政策

#### 商業銀行簿外業務リスク管理弁法の公表に関する中国銀行保険監督管理委員会の通知

(原文: 中国银保监会关于印发商业银行表外业务风险管理办法的通知)

銀保監規 [2022] 20 号

中国銀行保險監督管理委員會 2022 年 12 月 2 日公表、2023 年 1 月 1 日実施

#### 【主要内容】

- 銀行の簿外業務の発展と多様化が急速に進んできたことを背景に、中国銀行保険監督管理委員会（以下、CBIRC）は、商業銀行の簿外業務の健全化を図るための通知を公表した。
- 簿外業務は信用リスクの有無によって、「担保保証類」（手形引受、ファクタリング、信用状、コミットメントラインなど）、「投融資代理サービス類」（委託貸付、委託売買、債券発行の引受など）、「仲介サービス類」（決済代行、販売代理、財務アドバイザー、カスタディなど）などに分類される。
- 「担保保証類」業務については、信用リスクや与信管理の統一性、簿外業務信用リスクの換算係数、簿外業務に係る立替金などを中心に監督管理を実施する。
- 「投融資代理サービス類」、「仲介サービス類」については、オペレーションリスク、レピュテーションリスク、業務操作の規範性、顧客からの苦情、金融消費者の権利保護などを中心に監督管理を実施する。
- 商業銀行が「投融資代理サービス類」の簿外業務を行う際、プーリング業務に参加してはならず、レバレッジや投資対象、収益分配、リスク分担などに関する規定に適合しなければならない。
- 商業銀行は本店により統一管理された簿外業務連携対象リスト管理制度を構築しなければならない。対象評価を定期的実施し、不適格の連携対象を遅滞なくリストから外す。商業銀行は業務種類によって異なる連携対象資格審査標準を策定しなければならない。
- 商業銀行は最低年1回CBIRC及び出先機関に対し簿外業務の発展・リスク状況を報告しなければならない。
- 同弁法は2023年1月1日より実施する。弁法は金融リース会社（ファイナンスリース業務を手掛ける金融機関）、企業グループのファイナンスカンパニー、自動車金融、消費者金融、信託会社、外銀支店などにも適用する。『商業銀行簿外業務リスク管理手引き』（銀監発 [2011] 31号）は廃止となる。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/governmentDetail.html?docId=1084271&itemId=861&generalType=1>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2022 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。